

なるほど 

正しい事業承継

- 考え方・進め方 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 07

新しい事業承継税制の仕組み：対象とならない会社

前号では、この制度は円滑な経営の承継の実現のための【計画的な取り組み要件】に加えて、【事業の継続要件】が大きな特徴となっていること覚えておいてくださいと申し上げました。

【計画的な取り組み要件】とは、すべての始まりにある「経済産業大臣に対する確認申請」であり、【事業の継続要件】は特例を受けて申告した後の、納税猶予期間中の大臣報告と税務署への届け出という制度になります。

そう理解すると、事業承継税制は単に手続きが煩雑だと忌避するべきものではなく、ご自身の会社の実態と承継の方針によっては、研究し取り組む価値があります。

税理士に相談したが否定的だったとか、進めてくれないという話をよく聞きますが、実際に相続、贈与に際してこの特例を使うかどうかは、後継者がその時に冷静に判断すればいいことです。

ですから、自社株式の株価が高く税金負担が懸念される会社で、以下の適用対象外の会社以外で、株式の多くを所有している現社長か、前社長が60歳以上の年齢であれば「経済産業大臣に対する確認申請」は必ず具体的に検討すべきです。

なお、以下のような会社は制度の適用対象から除かれていますから、確認申請の段階から注意してください。これは、相続も贈与も同じです。

1. 当該会社又はその実質子会社（同族関係者で過半数の議決権を有する会社）が上場会社、大会社、性風俗特殊営業会社である場合の当該会社は制度の趣旨に沿わない。
2. 総収入額や役員以外の正規雇用の従業員がゼロ、つまり実体のない会社も同じ。
3. 資産管理会社：特定資産の保全管理や資産運用収益のための会社を“事業実態”のある会社として認めていない。

有価証券、自ら使用していない不動産（賃貸不動産や社長用社宅など）、現預金や同族関係者に対する金銭債権、事業用以外のゴルフ会員権、美術品・貴金属などの特定資産の簿価の合計額が総資産の70%以上の会社（資産保有型会社）や特定資産の運用収入の合計額が総収入の75%以上の会社（資産運用型会社）は対象外。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を011-622-7768まで送信してください。

御社名(必須)

氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ **FAX 受信拒否**



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）